

【代理人の方へお願い】

代理人の方が死亡届をお持ちいただいた場合は、
このガイドブックをご遺族にお渡しくださいますようお願いします。

ご遺族の方へ おくやみ手続き ガイドブック

この度は、ご親族のご逝去を謹んでお悔やみ申し上げます。
今後必要になる手続きに関連する情報をまとめましたので、
ぜひご利用ください。

宗 像 市

【遺族の方へご案内】

必要な手続きをスムーズに進められるよう「おくやみコーナー」を開設しています。
手続きの必要な窓口の案内や申請書の作成支援を行うおくやみコーナーをぜひご利用ください。

◆事前予約制のご案内

ご予約ください

☎ 0940-36-9633

(8:30-17:00 土日祝日・年末年始除く)

おくやみコーナーのご利用には前日までの予約が必要です。

事前にお電話でご予約をお願いします。

◆ページ案内

- ・お持ちいただくもの(1ページ)
- ・各手続きに必要なもの(2～4ページ)
- ・基本情報シート(7～8ページ)…記入してご持参ください。
- ・委任状(18ページ)…必要に応じご利用ください。



こちらから
様式ダウンロードも
可能です

2025



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年7月発行

発行:宗像市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

司法書士にどんなことも おまかせください!

お客様に寄り添い、より良い解決方法の
提案に努めてまいります。



—土地建物の— 相続登記



大事な家族が残した
遺産を、故人の名前
から名義変更したい。

法定相続 情報証明



故人との関係を証明する為
多くの戸籍謄本が必要
だけど、楽にする方法
は無いかな?

—預貯金・株式等を— 相続



故人の銀行口座が
凍結してしまった
ので解約をしたい。

—望まない財産を— 相続放棄



相続内容に
多額の借金が
含まれているけど
どうすればいいの?

初回相談

30分程度
無料

まずはご相談ください!

相談の範囲は、
司法書士・行政書士の職務範囲に限ります。

創業

1954年

実績と信頼

権田公博 司法書士 事務所
行政書士

☎0940-36-2430

営業時間 8:45~18:00

定休日 土曜日午後・日・祝

〒811-3436 福岡県宗像市東郷5丁目5-8 [市役所から徒歩3分]

駐車場有

ファミリーマート宗像東郷5丁目店裏

権田司法書士土地家屋調査士

検索



お持ちいただくもの

おくやみコーナーにお越しの際には、以下の内、該当するものをお持ちください。

※また、P2～P4の該当する手続きをご確認いただき必要なものをお持ちください。

ご予約はこちら ☎0940-36-9633

窓口に来られる方のもの

☐ **ガイドブック(この冊子)**

亡くなった方によりお手続きの内容が異なるため、該当する手続きをご確認ください。(P2～P4)

☐ **本人確認書類(当日手続きにお越しいただく方のもの)**

顔写真付きの物1点(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳 など)

顔写真の無い物なら2点(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、預貯金通帳 など)

☐ **印鑑(認印可)**

手続きにより、押印をお願いする場合があります。

☐ **預貯金通帳**

未支給年金の請求や介護保険料精算などの際に、関係書類に振り込み先金融機関の記載が必要です。

☐ **亡くなった方が国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者の場合は、
P12(国保)またはP13(後期)の葬祭費支給申請書、葬儀を行ったことが確認できる書類**

☐ **税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、
預貯金通帳と銀行印/キャッシュカード**

新たに口座振替を希望する場合は、キャッシュカードで手続きできる場合があります。

亡くなった方名義の預貯金通帳からの口座振替はできません。

※代理人が手続きを行う場合は、委任状が必要です。様式はP18にあります。

※相続人代表が法定相続人でなく、遺言書で相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言(検認済みのもの))をお持ちください。

亡くなった方のもの

以下のものをお持ちの場合は、ご持参ください。

☐ **印鑑登録証または市民カード**

☐ **住民基本台帳カード**

☐ **国民年金証書、年金機構発行の振込ハガキまたは年金手帳(基礎年金番号通知書)**

☐ **国民健康保険資格確認書等または後期高齢者医療資格確認書等**

☐ **介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証**

☐ **身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳**

☐ **子ども医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証**

☐ **資格喪失証明書(亡くなった方が社会保険に加入していた場合に、勤務先等から発行されます)**

市役所での手続き

	亡くなった方が以下に該当する場合	主な手続き	必要なものなど	担当課
住民票・印鑑登録	印鑑登録証または市民カードをお持ちの方	印鑑登録証または市民カードの返却 ※亡くなった方の印鑑登録証は使うことができません。	・印鑑登録証または市民カード ※紛失の場合は返却不要です。	市民課（市民係） 本館M2など ☎36-1126
	住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返却	・住民基本台帳カード	
	亡くなった方が世帯主の場合	世帯主の変更 世帯主は亡くなった方の配偶者、配偶者がいない場合は同一世帯の年長者に変更させていただいています。希望により他の世帯員の方に変更を届け出ることもできます。	代理人が届け出る場合は、委任状と代理人の本人確認書類	
年金	「国民年金のみ」の受給者の方	未支給年金請求（老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金） 遺族基礎年金請求（該当する場合のみ）	手続きに必要な書類は、亡くなった方、請求する方によって異なります。戸籍を取り寄せていただいたり、請求権がある方の通帳が必要になるなど即日でお手続きできない場合があります。	市民課（国民年金係） 本館M6 ☎36-1128
	「国民年金のみ」の加入者（被保険者）の方	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金（いずれも該当する場合のみ）	死亡に関する手続きは原則不要ですが、左記請求ができる場合がありますので、窓口へご相談ください。	
	会社員など（第2号被保険者）で、配偶者が扶養されていた（国民年金第3号被保険者）の方	国民年金第1号被保険者への種別変更	・勤務先等が発行した「資格喪失証明書」 ・年金手帳または基礎年金番号通知書	
	厚生年金、共済年金、企業年金、農業者年金、恩給の加入者の方	「市役所以外での主な手続き一覧」（9ページ）をご参照ください。		
健康保険	国民健康保険に加入している方	資格確認書と各種認定証の返却	・資格確認書または被保険者証・資格情報のお知らせ（兼高齢受給者証） ・国民健康保険限度額認定証	国保医療課 本館M7 ☎36-1363（国民健康保険係） ☎36-1348（後期高齢者医療係）
		葬祭費支給申請 ・葬儀を行った人（喪主）に対する支給 ※葬儀から2年以内に申請が必要です。	・葬祭費支給申請書（12ページ） ・葬儀を行ったことが確認できる書類（例、領収証、会葬御礼、火葬場使用料納入通知書兼領収証） ・喪主と振込先口座名義人が異なる場合は委任状	
	国民健康保険以外の保険に加入していて家族を扶養している方	国民健康保険への加入	・勤務先等が発行した「資格喪失証明書」 ・代理人が届ける場合は委任状 ・キャッシュカードもしくは通帳と通帳届出印	
	後期高齢者医療保険に加入している方 ※主に75歳以上の方	資格確認書の返却	・後期高齢者医療資格確認書または被保険者証・資格情報のお知らせ	
		葬祭費支給申請 ・葬儀を行った人（喪主）に対する支給 ※葬儀から2年以内に申請が必要です。	・葬祭費支給申請書（13ページ） ・葬儀を行ったことが確認できる書類（例、領収証、会葬御礼、火葬場使用料納入通知書兼領収証） ・喪主と振込先口座名義人が異なる場合は委任状（※福岡県後期高齢者医療広域連合長あて）	
		相続人代表者指定届兼口座指定届	・相続人代表の振込先口座がわかるもの	
介護	65歳以上の方 または要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返却	・介護保険被保険者証（黄色） ・介護保険負担割合証（お持ちの場合のみ） ・介護保険負担限度額認定証（お持ちの場合のみ）	介護保険課（介護保険係） 北館N4 ☎36-4877
		介護保険料の精算 ・精算により納めすぎとなった保険料をお返す場合があります。	・相続人の方の振込先口座がわかるもの	
		高額介護サービス費の振込先口座変更（該当の方のみ）	・相続人の方の振込先口座がわかるもの	

	亡くなった方が以下に該当する場合		主な手続き	必要なものなど	担当課
公費医療	公費医療制度の医療証をお持ちの方		医療証の返却	・重度障害者医療証 ・ひとり親家庭等医療証 ・子ども医療証	
	18歳未満の児童を養育する父または母等の方		ひとり親家庭等医療の認定申請 子ども医療の保険変更	右記にお問合せください。	
子ども	児童手当	受給者	未支払分手当の請求 受給事由消滅届 新規認定請求	・通帳またはキャッシュカード (対象児童のうち長子名義) 新たな受給者の以下のもの ・健康保険証または加入している健康保険がわかるもの ・通帳またはキャッシュカード	子ども家庭センター 西館W1 ☎36-1151
		対象児童	額改定届または受給事由消滅届	-	
	児童扶養手当	受給者	死亡届兼 未支払分手当の請求	・通帳またはキャッシュカード (対象児童のうち長子名義) ・児童扶養手当証書	
		対象児童	額改定届または資格喪失届	・児童扶養手当証書	
	特別児童扶養手当	受給者	未支払分手当の請求 資格喪失届 新規認定請求	・通帳またはキャッシュカード (対象児童のうち長子名義および新たな受給者名義のもの)	
		対象児童	額改定届または資格喪失届	-	
障害者福祉	障がい者手帳をお持ちの方		手帳の返還	・該当する手帳「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳」	福祉政策課 (障害者福祉係) 北館N5 ☎36-3135
	特別障害者手当等受給中の方		死亡届の提出 該当する手当「特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)」 未支払請求(未払分がある場合)	・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	
	自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方		受給者証返還届	・亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院医療)	
	心身障害者扶養共済制度に加入している方	年金請求 (心身障害者の保護者の方が亡くなったとき)	・亡くなった方の住民票(除票) ・年金受給権者(障がい者)の住民票 ・年金管理者の住民票 ・振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書もしくは死体検案書(原本または原本証明されたもの)		
		弔慰金請求 (心身障害者の方が亡くなったとき)	・加入者(保護者)の住民票の写し ・亡くなった方の住民票(除票)の写し ・加入者(保護者)の振込先口座のわかるもの		
	障害福祉サービス利用中の方		受給者証返還	・亡くなった方の受給者証	
	障害者日常生活用具としてストーマ装具・紙おむつ・人工鼻の給付を受けている方		ストーマ装具、紙おむつ・人工鼻の給付停止	・日常生活用具給付券(手元にある場合)	
	ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)を受けている方		障害者割引ETC利用登録削除依頼書	・亡くなった方の手帳 ・登録時のお問合せ番号がわかるもの	
福祉タクシー料金の助成を受けている方		タクシー利用券の返還	・亡くなった方のタクシー利用券		

	亡くなった方が以下に該当する場合	主な手続き		必要なものなど	担当課
税	固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方、共有で固定資産を持っていた方で代表者の方	固定資産税に関する相続人代表者指定届出書 「共有代表者」の届出書		・手続きに来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証など）	税務課 （固定資産税係） 本館M12 ☎36-7351
	原動機付自転車、農耕作業車等をお持ちの方	名義変更または廃車届出書 ※毎年4月1日現在の名義所有者に課税されます。		・廃車のときは当該車両のナンバープレート	税務課 （固定資産税係） 本館M13 ☎36-7351 ※軽自動車、125ccを超えるバイクをお持ちの場合は9ページをご覧ください。
	市県民税が課税されている方	市県民税に関する相続人代表者指定届出書		・手続きに来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証など）	税務課（市民税係） 本館M14 ☎36-7350
	課税されている方	納税に関する手続き（未納がある場合）		・手続きに来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証など）	収納課 本館M15 ☎36-5392
農地	農地をお持ちの方	農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ※法務局で農地の相続登記手続き終了後、提出してください。		-	農業委員会事務局 北館N23 ☎36-0046
	農地の貸し借りをしている方	亡くなった方が耕作者の場合は利用権設定等の解約 亡くなった方が所有者の場合は利用権設定の変更		-	農林水産課 北館N24 ☎36-0041
犬	犬を飼っている方	所有者（飼い主）の変更届		・登録番号がわかるもの ※環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」により、所有者の変更登録を行った場合は、窓口でのお手続きは必要はありません。	環境課 西館W24 ☎36-1421
市営住宅	市営住宅の契約者	同居親族が引き続き市営住宅に入居する場合	市営住宅入居承認	-	建築課 本館M33 ☎36-5203
		市営住宅を退去する場合	市営住宅明渡届	-	
	市営住宅の契約者（単身入居者）	市営住宅明渡届		-	
	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	市営住宅世帯員異動届		・死亡届の写しまたは住民票の除票	
相談その他	手続きなどで困っている方	なんでも相談（行政相談）		-	なんでも相談室 北館N8 ☎36-2237

おくやみ手続きを行政書士にお任せしませんか？

行政手続きの専門家である行政書士が宗像市役所のおくやみ窓口等であなたの代理人としてお手続きを行います。

費用 個別事案により異なりますが概ね30,000円程度です。



福岡県行政書士会福岡北支部（電話受付時間 平日10時～17時）

☎0940-72-4410

（宗像事務局：行政書士ノック法務事務所内）

☎092-692-1151

（総事務局：行政書士合同事務所ロイテック内）

亡くなった方のごみの処分方法

●ごみの処分方法は、以下の3つです。

①市に粗大ごみ回収を依頼

有料で回収を依頼することができます。

- ・1番長い部分が1mを超えるものであり、重さが40kg以下のもの
 - ・1番長い部分が1mを超えないが、家の前で収集を希望するもの
- ※市で収集処分できないもの(家電リサイクル法対象品目等)は不可



出し方

①回収日を予約

月曜日～金曜日8時30分～17時(祝日、12月29日～1月3日を除く)に環境課の粗大ごみ専用電話(☎0940-36-9092)(大島は☎0940-72-2211)またはインターネット予約(24時間対応)で予約を行う(持ち出しサービスは電話予約のみ)。

※大島及び地島は電話予約のみ



インターネット予約
(24時間対応)

②粗大ごみシールを購入

粗大ごみシール(1枚530円)をスーパー、コンビニエンスストア等で購入する。

※販売店は、市公式ホームページまたは環境課にお問合わせください。

シールの枚数

粗大ごみ1個の重さが20kg以下のもの シール1枚

粗大ごみ1個の重さが20kg超～40kg以下のもの シール2枚

※40kgを超えそうなものは、職員が事前に確認を行った後に受付させていただく場合があります。

③粗大ごみを出す

粗大ごみシールに収集日と受付番号を記入し、見やすいところに貼り、申請した場所に収集日の13時までに出します。その後13時～16時の間に業者が収集します。

※収集時間の指定はできません。※収集時の立会いは不要です。※アパート、マンションの場合は、1階までおろしてください。

②清掃工場に直接持込

宗像清掃工場に持ち込み処分することができます。

場 所 宗像清掃工場(宗像市池浦600番地1)

受入日時 月曜日～土曜日(祝日も可)13時～16時30分(日曜日、12月29日～1月3日は休み)

料 金 10kgごとに170円

以下の物品は受入できません

資源有効利用促進法対象品目(パソコン、ディスプレイなど)

家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機など)

不燃物埋立処分場受入品目(陶磁器、土砂類、コンクリートブロックなど)

その他市で収集処分できないもの

市で収集処分
できないもの



③業者に個別回収を依頼

以下の業者にごみの処理(収集・運搬)を依頼することができます。

(有)神郡清掃サービス(☎0940-33-7111) **玄海クリーン(有)(☎0940-62-2944)**

三孝産業(有)(☎0940-33-3847)

※料金は、各業者にご確認ください。

問合せ先 宗像市環境課(☎0940-36-1421)

市内に「空き家・空き地」をお持ちの方へ

宗像市では、「一般社団法人住マイむなかた」と連携して、住まいに関する様々な相談に対応しています。

近年は、相続により取得された不動産が適切に管理されていないことで、草木の繁茂や瓦の落下など、周辺の住環境に深刻な影響を与える事案が多くなっています。

遠方にお住まいで管理に不安がある方、今後どのように活用していいか悩んでいる方、まずは相談してみませんか。

●売却・賃貸をお考えの方

【空き家・空き地バンク】

不動産の売却・賃貸を希望する人の物件情報を、市役所の窓口やインターネットを通じて、購入・賃貸を希望する人に提供しています。無料で利用できます。



●ご自身での定期的な管理が難しい方

【空き家管理サービス】

空き家の巡回、片づけ、草刈、リフォーム、解体などのサービス(有償)を提供します。

ふるさと見守りサポート

月1回程度の巡回、郵便物の転送、不法投棄・屋外の状況確認

不用品片づけサービス

家の中の不用品処分

空き家草刈り

敷地内の草木の除去・剪定



「住マイむなかた」は、宗像市内の住宅関連事業者で構成する団体です。

問合せ先

☎0940-37-2525



事前記入のお願い

— 市役所へお手続きにご来庁される際、ご提出ください —

ご来庁時にお聞きする事項を記載したシートになります。
事前に記入いただきますと当日のお手続き時間の短縮につながります。

(あて先) 宗像市長

こちらから様式ダウンロード
(エクセル、PDF)が可能です



基本情報シート

下記届出事項については事実と相違なく、私の届出した事項につき一切の責任を負うことを同意します。また次の情報を宗像市に提供することに同意します。

届出日 年 月 日

亡くなった方の情報				
フリガナ		配偶者	有・無	生年月日
氏名		亡くなった原因	交通事故 ・ 交通事故以外	年 月 日
住所	〒 宗像市			葬儀の日 年 月 日

おくやみ手続きに来庁する方				
フリガナ		亡くなった方からみた続柄	記入例) 妻・夫・ 子・父・母	生年月日
氏名				年 月 日
住所	「亡くなった方」と同じ場合は ☒ チェックで可： 〒			TEL 日中、連絡のつく番号をご記入ください

喪主の方（葬祭費の申請者）														
※亡くなった方が 国民健康保険 または 後期高齢医療保険 に加入していた場合のみ														
※国民健康保険の方はP12、後期高齢者医療保険の方はP13もご記入ください														
氏名・住所等	① 「おくやみ手続きに来庁する方」と同じ : チェック欄 ☐													
	② 異なる場合は、以下をご記入ください													
	フリガナ		亡くなった方からみた続柄	記入例) 妻・夫・ 子・父・母	生年月日									
	氏名				年 月 日									
住所	「亡くなった方」と同じ場合は ☒ チェックで可： 〒						TEL 日中、連絡のつく番号をご記入ください							
葬祭費等の振込先情報	指定口座	通帳記号				通帳番号（右づめ）								
	① ゆうちょ銀行	1			0	の	1	2	3	4	5	6	7	1
	② ゆうちょ銀行以外	銀行 信用金庫 信用組合 農協 漁協				支店	口座番号（右づめ）							
							1 2 3 4 5 6 7							
口座名義人	フリガナ													
	氏名													

※ 裏面も記載をお願いします

※相続人代表以外の方が窓口に来られる場合は P18 の委任状が必要です。

相続人代表の方（保険料等還付金の受取、各種通知書の受取について）

氏名・住所等	① 「おくやみ手続きに来庁する方」と同じ： ☐				
	② 「おくやみ手続きに来庁する方」と異なるが「喪主の方」と同じ： ☐				
	③ 異なる場合は、以下をご記入ください				
	フリガナ		亡くなった方からみた続柄	記入例) 妻・夫・子・父・母	生年月日
氏名				年 月 日	
住所	「亡くなった方」と同じ場合は ☒ チェックで可： ☐			TEL	
	〒			日中、連絡のつく番号をご記入ください	

※還付金が発生する場合にお振込みする口座です。必ずしも発生するとは限りません。

還付金等の振込先情報	① 「喪主の方」と振込先情報が同じ： ☐				
	② 異なる場合は、以下をご記入ください				
	指定口座	通帳記号			通帳番号（右づめ）
	① ゆうちょ銀行	1		0 の	1 2 3 4 5 6 7 1
	② ゆうちょ銀行以外	銀行 信用金庫 信用組合 農協 漁協 支店			預金種別 普通口座
口座名義人	フリガナ	口座番号（右づめ）			
	氏名	1 2 3 4 5 6 7			

きりとり

【市担当者記入欄】

各項目を職員が代筆の場合

記載内容確認 (署名または 記名押印)	印
---------------------------	---

おくやみ手続きに来庁された方の本人確認

- ☐ 個人番号カード
- ☐ 運転免許証
- ☐ 障害者手帳
- ☐ 旅券（パスポート）
- ☐ 健康保険証
- ☐ 介護保険証
- ☐ 運転経歴証明書
- ☐ その他（ ）

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続き対象	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	厚生年金に加入されていた方	未支給年金の請求・遺族厚生年金の請求		☐	東福岡年金事務所 ☎092-651-7967
	共済年金に加入されていた方	問い合わせ先にご確認ください		☐	ご加入されていた共済組合にお問い合わせください。
	企業年金に加入されていた方	問い合わせ先にご確認ください		☐	企業年金コールセンター ☎0570-02-2666
	農業者年金に加入されていた方	死亡届・未支給年金の請求		☐	お住いの地域のJA窓口にお問い合わせください。
	恩給を受給されていた方	問い合わせ先にご確認ください		☐	総務省恩給相談電話 ☎03-5273-1400
	生命保険等に参加されていた方	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	ご加入の生命保険会社等にお問い合わせください。
	預貯金口座のある方	口座凍結解除手続き		☐	預貯金のある金融機関にお問い合わせください。
	株式等を所有していた方	名義変更		☐	ご契約の証券会社等にお問い合わせください。
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局にお問い合わせください。
	上下水道使用者	名義変更・水道の閉栓等		☐	宗像地区上下水道料金センター ☎0940-62-0026
	浄化槽・くみ取り便槽使用者	契約継承・解約		☐	ご契約の点検清掃業者にお問い合わせください。
	固定電話の契約者 (NTT西日本)	契約継承・解約		☐	局番なし116 携帯電話からは☎0800-2000116 NTT西日本以外の場合は、各契約会社にお問い合わせください。
	携帯電話・インターネットの契約者	契約継承・名義変更・解約		☐	各契約会社にお問い合わせください。
	NHK受信料の支払名義人	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003または ☎0570-077-077
	NHK受信料の免除を受けている方	契約変更		☐	
	電気・ガス料金等の支払名義人	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所等にお問い合わせください。
	クレジットカードをお持ちだった方	解約		☐	各契約会社にお問い合わせください。
	軽自動車を所有していた方	名義変更・廃車		☐	軽自動車検査協会福岡主管事務所 ☎050-3816-1750
	普通自動車及び二輪車 (125ccを超えるもの) を所有していた方	名義変更・廃車		☐	九州運輸局福岡運輸支局 ☎050-5540-2078
	自動車税の減免を受けている方	自動車税		☐	東福岡県税事務所 ☎092-641-0236
	法定相続情報証明制度を利用されたい方	法定相続情報一覧図作成		☐	福岡法務局福岡出張所 ☎0940-42-0304 その他登記手続案内 福岡法務局 ☎092-721-4575 福岡県司法書士会総合相談センター ☎0570-783-544
	不動産(土地・家屋)を所有していた方	土地・家屋等相続登記		☐	
	国税関係 (相続税・所得税・消費税) 亡くなった方の準確定申告	相続税・所得税・消費税申告		☐	香椎税務署 ☎092-661-1031
	遺言書のある方	検認・開封		☐	福岡家庭裁判所(家事事件受付係) ☎092-981-9605
	相続放棄をされたい遺族の方	相続放棄の申立		☐	その他遺言・相続等のご相談 福岡県弁護士会法律相談センター ☎0570-783-552

大切な人を病気や事故、自死等で亡くされたかたへ ～ひとりで抱え込まないで～

大切な人を亡くしたとき、とても強いストレスが加わり、からだやこころに様々な反応が現れることがあります。それは誰にでも起こりうることです。多くは時間が過ぎるにつれ次第に治まってきますが、辛さや立ち直り方は人それぞれです。無理に気持ちを抑え込んだり、自分を責めたりしないでください。

辛い状況が続くとき、日常生活に支障があるときは、相談機関や医療機関に相談してみませんか。

●こころの中に生じやすいさまざまな感情



●身近な方に起こりうるからだやこころの反応

からだの変化

- ・眠れない(寝つきが悪い、眠りが浅い等)
- ・疲れやすい、体力が落ちる
- ・食欲がない
- ・頭が痛い、めまい、肩こり
- ・息苦しい、ドキドキする など

こころの変化

- ・何も手につかない
- ・楽しめない、何に対しても興味がわかない
- ・急に不安になる、落ち着かない
- ・悲しいという気持ちさえ起きない
- ・「死にたい」と考えてしまう など

●こころの健康に関する相談窓口

こころとからだの健康相談(宗像市健康課:市役所本館M16)

☎0940-36-1187 平日8時30分～17時(祝日・年末年始を除く)

こころの健康相談(福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所)

☎0940-36-2473 平日8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)

精神保健福祉相談(福岡県精神保健福祉センター)

☎092-582-7500 平日8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)

*その他の相談窓口は「大切な人を病気や事故、自死等で亡くされた方へ」パンフレットに掲載されています。



①「大切な人を病気や事故、自死等で亡くされた方へ」パンフレット

*自死遺族のための相談先も紹介しています。

②こころの健康を大切にしましょう(宗像市公式ホームページ)

問合せ先 宗像市健康課(☎0940-36-1187)



①パンフレット



②ホームページ



永代に渡って安心できる供養を

ご相談 内容の 例

- ・お墓・納骨堂についてのご相談
 - ・葬儀についてのご相談
 - ・老後(将来)についてのご相談
- ※ご相談は無料です。まずはお電話ください。



ご相談者の 声

- ・元気なうちに相談しておくことで安心しました。
- ・境内や景色がきれいなので落ち着きます。
- ・駅から近いので車がなくても来れます。
- ・お寺で葬儀ができるのでよかったです。

さまざまなご要望に対応します

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ◆ 宗教、宗派、国籍等不問
(※墓地・埋葬法の範囲内) | ◆ 納骨堂(2ヵ所) |
| ◆ 生前申込、遺骨申込可 | ◆ 小さなお墓～大きなお墓(4㎡以上) |
| ◆ 福岡県外に在住の方も申込可 | ◆ 安価なもの～豪華なもの |
| ◆ 葬儀・年回法要等可(本堂使用可) | ◆ 一時預かり～年間契約～永代供養 |
| | ◆ その他 |

宝積寺の公式HPで
詳しい情報を確認



ストリートビューで
雰囲気を見たい方



YouTubeにて宝積寺
の動画を公開中



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

宗像市国民健康保険葬祭費支給申請書

亡くなった方が国民健康保険に加入されていた場合は、葬祭費30,000円の申請ができます。
葬祭費の申請者・振込先は実際に葬祭を行なった方です。

【申請の際に必要なもの】

- ◇葬儀を行ったことが確認できる書類(葬儀を行った方(喪主)と亡くなった方の氏名が記載された葬儀の請求書・領収証、会葬御礼、火葬場使用料納入通知書兼領収(納入者保管)など)
- ◇喪主と振込先口座名義人が異なる場合は、委任状。

被保険者番号		宗		※太枠内をご記入ください。	
世帯主	住所	宗像市			
	氏名	フリガナ (死亡時の世帯主について記入)			
死亡者氏名					
死亡年月日		年 月 日			
振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農 協 漁 協	本店 支店 出張所	普通・当座 口座番号	口座名義	フリガナ (申請者(喪主)と同一名義)
国保税充当 依頼欄	下記葬祭費を以下の未納分の国保税に充当します。申請者氏名 年度 期分 本税 円・督促手数料 円				
葬祭費 30,000円 葬祭費として上記の金額を申請いたします。 宗 像 市 長 あて 令和 年 月 日 申 請 者 住 所 (喪主) 氏 名 (死亡者との続柄) TEL(ー)					
受付チェック欄	資格(有・無)		税(完納・未納)	第三者(有・無)	
備 考					受付者

亡くなった方が**後期高齢者医療制度**に加入されていた場合は、葬祭費30,000円の申請ができます。
葬祭費の申請者・振込先は実際に葬祭を行った方です。

※申請の際に必要なもの

- ☐ 葬儀を行ったことが確認できる書類
(葬儀を行った方(喪主)と亡くなった方の氏名が記載された葬儀の請求書・領収証、会葬御礼、火葬場使用料納入通知書兼領収(納入者保管)など)
☐ 喪主と振込先口座名義人が異なる場合は、後期高齢者医療制度用の委任状

様式第27号 (第20条関係)

喪主の方を記入してください

後 期 高 齢 者 医 療 葬 祭 費 支 給 申 請 書															
受付日		年		月		日									
決定日		年		月		日									
保険者番号		3	9	4	0	2	2	0	1						
被保険者番号															
支給金額		¥		3	0	0	0	0	0	—					
死亡者の氏名															
死亡者の生年月日		年		月		日									
死亡年月日		年		月		日									
死亡の場所		(病院名でも可)													
死亡の原因		1: 第三者行為(交通事故等) 2: その他(自損事故・疾病等)													
その他															
葬祭執行者	葬祭日	年		月		日									
	住所	(喪主の方の住所)													
	氏名														
	連絡先														
該当するものに○をつけてください。該当するものが無い場合は () 内に記載してください。網掛けの中は記載不要です。															
振込先	銀行				本店(所)				預金種別	普通当座 ()					
	信用金庫				支店(所)										
				信用組合											
				協同組合											
口座番号等 左詰記載して下さい															
口座名義人 (カタカナ)															
口座名義人はカタカナで上段より左詰で記入してください。濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1字あけてください。															
上記のとおり、申請します。															
年		月		日											
(あて先) 福岡県後期高齢者医療広域連合 広域連合長															
申請者		住所													
		氏名													
		死亡者との続柄													
		連絡先電話番号													



きりとり



亡くなった方の公的年金の手続き

亡くなった方が次の年金について受給、加入されていた場合、下記にお問い合わせのうえ手続きをしてください。現在、年金を受給されていない方や年金制度に未加入中の方も手続きが必要な場合があります。必ずお問い合わせください。

年金の種類	問い合わせ先・受付窓口	備考
・国民年金 (第1号被保険者期間のみの方)	・宗像市役所 市民課 国民年金係 ☎0940-36-1128 宗像市東郷1-1-1 市庁舎M6番窓口 ・全国の年金事務所(予約制です)	手続きの前に国民年金係窓口で、必要なものを確認してください(下記参照)。
・厚生年金 ・国民年金 (第3号被保険者期間のある方)	・東福岡年金事務所 ☎092-651-7967 ・全国の年金事務所、街角の年金相談センター ・出張年金相談所(年金事務所へお問い合わせください) ※いずれも予約制です。郵送での手続きもできます。	事前に年金事務所に電話で手続きを確認後、下記の必要なものを準備して手続きしてください。
・共済年金	各共済組合	各共済組合へ直接おたすねください。

<亡くなった方が年金を受給していた場合>

未支給年金の請求手続きが必要です。未支給年金とは、亡くなったあとに本人口座へ振込まれた分や未払い分(どちらも亡くなった月の分まで)の年金を、遺族の方に受け取っていただくための制度です。手続き完了までは、受付日から3~4か月かかります。請求期限は亡くなってから5年です。

●未支給年金の請求手続きに必要なもの

請求できる方は、受給者が亡くなった時に生計を同じくしていた遺族です。

請求順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の順です。

(必要書類)

- ①亡くなった方の年金証書、年金手帳(基礎年金番号通知書)、振込通知書など
※準備できない場合は、亡くなった方の住民票の除票をお取りください。
- ②亡くなった方と請求者の続柄が確認できる書類
・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)または、法定相続情報一覧図の写し
※戸籍に関しては、請求者の本籍地の役場にご相談ください。
※外国籍の方は領事館などで身分関係のわかる証明書を受領してください。翻訳者名(第三者)が明記された和訳文が必要です。
- ③請求者のマイナンバーがわかるもの
1.マイナンバーカード
2.マイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類
※1.2のいずれか。1.2ともない場合は、請求者の世帯全員分の住民票(本籍と続柄の記載があるもの)をお取りください。
- ④生計同一関係に関する申立書(第三者による証明が必要)
亡くなった方と請求者の住民票上の住所が別々の場合に必要です。
第三者による証明者は、亡くなった方、請求者の3親等内の親族でない人、知人、施設長など
用紙は日本年金機構のホームページから印刷できます。
- ⑤請求者の預金通帳(貯蓄口座は不可)
- ⑥手続きする方の本人確認ができる運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証と通帳など
- ⑦委任状
・請求者以外の方が代理で手続きする場合に必要です。
用紙は日本年金機構のホームページから印刷できます。

●未支給年金請求と同時に遺族厚生年金の手続きがある場合

上記書類に加え、以下の書類が必要です。

- ⑧請求者の所得証明書 ※請求者のマイナンバーのわかるものがあれば、必要ありません。
- ⑨死亡診断書の写し
・死亡原因が第三者行為による場合は、別途書類が必要になります。年金事務所におたすねください。

<亡くなった方が年金制度に加入中の場合、年金制度に未加入の場合、年金を受給していない場合>

遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などが請求できる場合があります。

詳しくは上記表の問い合わせ先へおたすねください。

本庁舎
1階

西館

駐車場

授乳室
・ベビーベッド

思いやり駐車場3台

駐輪場

北館

多目的トイレ
・身障者専用トイレ
・ベビーカー
・ベビーカーチェア

103B会議室

103A会議室

南館

駐車場

トイレ(女)
・育児用小便器

多目的トイレ
・身障者専用トイレ
・ベビーカー
・ベビーカーチェア
・育児用小便器

相談室

子ども家庭センター
子ども育成課
子ども支援課

相談室

こころと
まなこ
相談室

101会議室

第1
相談室

第2
相談室

設備員室

本館

健康課

収納課

税務課

会計課

市民課

市民課
受付

総合案内

市民課
受付

売店

情報
コーナー

玄関

多目的トイレ
・身障者専用トイレ
・ベビーカー
・ベビーカーチェア
・育児用小便器

トイレ(女)
・ベビーカー
・ベビーカーチェア
・育児用小便器

多目的トイレ
・身障者専用トイレ
・ベビーカー
・ベビーカーチェア
・育児用小便器

思いやり駐車場1台

みんなのトイレ

思いやり駐車場3台

連絡通路

駐輪場

思いやり駐車場1台

駐輪場

思いやり駐車場2台

生活支援課

福祉政策課

介護保険課

高齢者支援課

相談室

授乳室
・ベビーベッド

思いやり駐車場2台

ふれあいバス
停留所

エレベーター

階段

展示櫃

電話BOX

銀行ATM

本庁舎
2階

フロア図
(R7.1.6)



宗像市役所から徒歩約3分！

不動産・相続・終活 無料相談窓口

不動産売却・相続・民事信託・任意後見・死後事務委任

行政書士・宅地建物取引士などの国家資格を持った専門家

認知症対策・相続手続・不動産売却までワンストップで解決

ご相談予約はお気軽にどうぞ

0940-51-3643



このたびは、心よりお悔やみ申し上げます
大切な方が亡くなり、手続きに追われているあなたに寄り添いサポートします

不動産



- ・ 実家の家財どうしよう・・・
- ・ 実家を売りたい
- ・ 売りにくい不動産どうしたらいい？
- ・ 遠方に住んでも実家売却できる？
- ・ 不動産を売ったら税金はどうなるの？

相続



- ・ 不動産の相続登記手続きをお願いしたい
- ・ 相続人が誰か調べたい
- ・ 遺産分割協議書を作りたい

終活



- ・ 認知症になっても希望通りに家や財産を管理できるように備えたい
- ・ 円満な相続のために備えたい

1. 無料相談（予約制）
2. ご提案・費用提示
3. 手続き開始
4. 完了後もサポート



相談は無料です。
お気軽にご予約ください。
女性スタッフ対応で
相談しやすい事務所です。



株式会社SMILE HOME

行政書士事務所SMILE OFFICE

福岡（1）20125号 / 行政書士 吉田麻希子（第22402301号）
〒811-3436 宗像市東郷2丁目4番11号

店舗前駐車場
2台あり



令和6年4月1日スタート!

相続登記の義務化

正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。



相続登記の義務化ってどんな内容?

相続によって不動産を取得した相続人は、その「所有権を取得したことを知った日」から3年以内に相続登記の申請をしなければいけません。

制度スタート



「被相続人の死亡を知った日」からではないため、不動産を取得したことを知らなければ、3年の期間はスタートしません。



施行日の令和6年4月1日より前の相続も関係あるの?

令和6年4月1日より前の相続も、義務化の対象になります。

例えば、不動産の所有者が令和5年に亡くなり、その不動産を相続した場合、令和6年4月1日より前に所有権を取得したことを知っていれば、令和6年4月1日から3年以内に、相続登記の申請をしなければいけません。



相続登記をするには、どのような手続きをとればいいのか?

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局（登記所）に申請して行います。法務局ホームページでは、手続や書式をご案内しています。また、手続の案内（予約制）も行っています。

詳しくはこちら

福岡法務局 相続登記



登記の申請方法についてご不明な点がある場合や、具体的な相続に関する相談をご希望の場合は、相続・登記の専門家である司法書士への相談もご検討ください。

福岡県司法書士会 総合相談センター
無料電話相談 平日18時～20時

☎0570-783-544
司法書士紹介 平日10時～16時



福岡法務局

委任状

令和 年 月 日

宗像市長

※委任状は委任者(喪主・相続人)が記入してください。病気などで記入が困難な場合は氏名だけでも委任者が自署してください。氏名の自署もできない場合は、委任者に問い合わせさせていただきます。

※委任状はすべて「ペン」または「ボールペン」で記入してください。(消えるボールペンは使用不可です。)

※原則自署が必要です。

※代理人の方は、来庁する際に代理人の方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を持ってきてください。

※委任の事実を確認する必要がある場合は、本人に電話で確認することがあります。

委任者(喪主・相続人)

住 所

氏 名 生年月日 年 月 日

平日昼間に連絡可能な電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(窓口に来る方)

住 所

氏 名 生年月日 年 月 日

続 柄

【死亡に関する市役所手続き用】

委任事項(委任する事項に ☒ をつけ、必要事項を記入してください)

(故人) の死亡に伴う下記の事項に関する権限

☐ 未支給年金や遺族年金の請求、相続手続きに必要な戸籍(除籍、改製原戸籍)の謄抄本
や住民票(除票)の交付申請および受領に関する権限

☐ 市税に関する証明書の交付申請および受領に関する権限、並びに税に関する各種手続きの権限

☐ 原動機付自転車、小型特殊自動車の名義変更や登録抹消の権限

☐ 葬祭費の受領に関する権限(※後期高齢者医療制度は除く)

☐ 住民異動(世帯主の変更等)の届出に関する権限

☐ その他 ()

下記に代筆の理由、代筆者氏名、続柄をご記入ください。

代筆の理由

代筆者氏名

続柄



こちらから様式ダウンロード(エクセル、PDF)が可能です。データ入力もできますが、委任者の「氏名」のみ必ず署名または記名押印が必要です。

不用品 ごみ かたづけ

1977年からずっと宗像市の環境を守っています

宗像市一般廃棄物許可業者
有限会社神郡清掃サービス
許可番号 宗一廃第6号



- | | | | | |
|------------|------------|--------------------|------------|---------|
| 1
問い合わせ | 2
見積り予約 | 3
無料 見積り | 4
回収日予約 | 5
回収 |
|------------|------------|--------------------|------------|---------|

粗大ごみ・電化製品・食器・ガラス・パソコンなど、家庭から出るごみ全て回収いたします。また、遺品整理にも対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

ちよつとまって!!!
違法な業者に頼んでいませんか?

無償であっても、市の許可を受けていない者が
他人のごみを運搬した場合、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
第25条により刑事罰が科されることがあります
(5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金またはこの併科)

〒811-4164
福岡県宗像市徳重2丁目1番22号

TEL:0940-33-7111

FAX:0940-33-1694

HP





相続のことを

気軽に相談できる

司法書士事務所です。

MORI TOSHIAKI

司法書士 森 俊章

福岡県司法書士会 第2064号

預貯金の解約

預貯金の解約手続きには、相続人の**全員**の**ハンコ**が必要です。
疎遠な相続人がいて連絡をとりづらい...
相続人がたくさんいて大変...

そんなときは、司法書士にお任せください！
金融機関での解約手続きの代行、解約した預金の各相続人への振込み手続きをいたします！

不動産の名義変更

2024年4月から、相続登記が義務化され、不動産をお持ちの方が亡くなってから、**3年以内**に名義変更をする必要があります。

では、誰の名義に変えるべきなのでしょう？
大切な土地・建物のこれからのことを司法書士と一緒に考え、ベストな手続きを実現しましょう！

相続の相談

相続手続きは、ほとんどの方にとって**初めて**経験することです。
何から手を付けたらいいのか...
どこに相談に行けばいいのか...

まずは司法書士にご相談ください！
今後のお手続きのこと、なにをしなければならぬのか、丁寧に説明いたします！

JR赤間駅南口 直結



初回の相談無料（1時間程）

お気軽にお問い合わせください！

☎ 070-8352-4580

もり司法書士事務所

〒811-4173 福岡県宗像市栄町2番地1 (fabbit宗像内)

LINEでも
お問い合わせできます。

